

# 板橋区障がい者（児）短期入所事業実施要綱

平成23年 5月 6日区長決定

## （目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を行う事業者に対し、運営に関する助成を行うことにより、事業所の安定的な運営を図り、もって障がい者（児）の地域における自立を支援することを目的とする。

## （助成の対象）

第2条 助成の対象は、法第22条第1項の支給決定がされた障がい者（児）に便宜を供与している、次に掲げる事業者（以下「事業者」という。）とする。

ア 法第29条第1項に規定する指定障害者サービス事業者（「短期入所」事業者に限る。）

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6第1項に基づき、板橋区が措置した短期入所事業者

## （助成額及び助成条件）

第3条 助成金の額は、月単位とし、東京都障害者（児）短期入所事業取扱要領（以下「都要領」という。）に基づき別表に定める助成基準額に利用日数を乗じて得た額とする。ただし、医療連携体制加算については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）第7の5の規定により国給付費の医療連携体制加算を算定している場合に、別表に定める助成基準額に当該国給付費の算定回数に乗じた額とし、精神科医療連携体制加算については、都要領の別表の2に定める算定要件を満たしている場合に、別表に定める助成基準額に利用日数を乗じた額とする。

2 助成金を受けようとする事業者は、福祉サービス第三者評価を3年に1回受審するものとする。この場合において、3年の起算日は、最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した日を含む月の翌月1日とし、福祉サービス第三者評価の受審を完了せずに3年を経過した場合は、3年を経過した月から次に受審を完了した月までのサービス提供分について、助成金を支給しない。ただし、平成30年4月1日以降に新たに短期入所の指定を受けた事業所については、当初指定年月日から起算して3年間は、福祉サービス第三者評価の受審が完了していない場合も、助成金を支給する。

## （利用者負担）

第4条 この事業の実施にあたって事業者は、利用者からの負担を求めてはならない。

## （助成金の請求）

第5条 助成金を受けようとする事業者は、短期入所事業を提供した月の翌月に請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求があったときは、介護給付費の請求を確認の上、審査し、適当であると認めるときは助成するものとする。

## （助成金の支給）

第6条 区長は、前条の規定に基づき請求を受けたときは、請求を受理した月の翌月に助成金

を支給する。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(返還)

第7条 区長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

- (1) 不正または虚偽により助成を受けたとき。
- (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他法令に反し不適切な運営を行い、地方公共団体等から改善命令を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が支給を不相当と認めたとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が定める。

付則

この要綱は、決定日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、決定日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年4月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成27年4月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、決定日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

ただし、第3条第2項については、令和3年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、決定日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

## 別表

## 補助基準額

## 1 障害者短期入所（2の場合を除く）

## (1) 福祉型短期入所サービス費（I）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	2,454	2,669	2,723	2,884	2,993	3,207	3,369	3,530
区分5	2,106	2,289	2,335	2,472	2,563	2,746	2,883	3,020
区分4	1,755	1,906	1,943	2,057	2,132	2,283	2,396	2,510
区分3	1,600	1,737	1,771	1,873	1,940	2,076	2,179	2,280
区分2	1,417	1,535	1,565	1,654	1,714	1,832	1,922	2,010
区分1	7	125	155	244	304	422	512	600

## (2) 福祉型短期入所サービス費（II）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	1,829	1,969	2,004	2,109	2,179	2,319	2,424	2,530
区分5	1,395	1,518	1,549	1,641	1,703	1,826	1,918	2,010
区分4	2,460	2,534	2,553	2,609	2,646	2,720	2,775	2,830
区分3	2,719	2,776	2,790	2,832	2,860	2,917	2,959	3,000
区分2	2,809	2,849	2,859	2,889	2,909	2,950	2,980	3,010
区分1	89	129	139	169	189	230	260	290

## (3) 福祉型強化短期入所サービス費（I）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	2,454	2,669	2,723	2,885	2,992	3,208	3,369	3,530
区分5	2,106	2,289	2,335	2,472	2,563	2,747	2,884	3,020
区分4	1,754	1,906	1,943	2,057	2,132	2,284	2,397	2,510
区分3	1,601	1,737	1,771	1,874	1,940	2,077	2,179	2,280
区分2	1,416	1,535	1,565	1,654	1,713	1,832	1,921	2,010
区分1	6	125	155	244	303	422	511	600

## (4) 福祉型強化短期入所サービス費（II）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	1,829	1,969	2,005	2,109	2,180	2,320	2,425	2,530
区分5	1,395	1,518	1,549	1,641	1,702	1,826	1,918	2,010
区分4	2,460	2,534	2,552	2,608	2,646	2,720	2,775	2,830
区分3	2,720	2,776	2,790	2,832	2,861	2,917	2,959	3,000
区分2	2,808	2,849	2,859	2,889	2,909	2,949	2,980	3,010
区分1	88	129	139	169	189	229	260	290

## 2 障害者短期入所（区分6から4の身体障害者が旧都内単独型身体障害者療護施設を利用した場合）

## (1) 福祉型短期入所サービス費（I）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	10,434	10,649	10,703	10,864	10,973	11,187	11,349	11,510
区分5	11,946	12,129	12,175	12,312	12,403	12,586	12,723	12,860
区分4	13,425	13,576	13,613	13,727	13,802	13,953	14,066	14,180

(2) 福祉型強化短期入所サービス費 (I)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	8,194	8,457	8,523	8,721	8,852	9,116	9,313	9,510
区分5	9,695	9,926	9,984	10,157	10,272	10,504	10,677	10,850
区分4	11,184	11,384	11,433	11,583	11,682	11,882	12,031	12,180

(3) 福祉型短期入所サービス費 (II)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	7,149	7,289	7,324	7,429	7,499	7,639	7,744	7,850
区分5	7,955	8,078	8,109	8,201	8,263	8,386	8,478	8,570
区分4	10,240	10,314	10,333	10,389	10,426	10,500	10,555	10,610

(4) 福祉型強化短期入所サービス費 (II)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	4,897	5,086	5,134	5,274	5,369	5,558	5,699	5,840
区分5	5,704	5,875	5,918	6,046	6,132	6,304	6,432	6,560
区分4	7,989	8,111	8,141	8,233	8,295	8,417	8,509	8,600

※旧都内単独型身体障害者療護施設である短期入所事業所

事業所名	所在地
多摩療護園	日野市程久保872-1
東京都清瀬療護園	清瀬市竹丘3-1-72
東京都日野療護園	日野市落川245-1
短期入所 みずき	府中市朝日町3-17-5
楽短期入所事業所	あきる野市上代継84-6
八王子療護園	八王子市館町2837
アミークス東糀谷	大田区東糀谷6-4-17
竹の塚あかしの杜なごみ	足立区竹の塚7-19-11
障害者支援施設 江古田の森	中野区江古田3-14-19

3 障害児短期入所

(1) 福祉型短期入所サービス費 (III)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分3	2,106	2,289	2,335	2,472	2,563	2,746	2,883	3,020
区分2	1,243	1,386	1,422	1,530	1,601	1,746	1,853	1,960
区分1	7	125	155	244	304	422	512	600

(2) 福祉型短期入所サービス費 (IV)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分3	1,395	1,518	1,549	1,641	1,703	1,826	1,918	2,010
区分2	2,305	2,370	2,386	2,435	2,468	2,532	2,581	2,630
区分1	89	129	139	169	189	230	260	290

(3) 福祉型強化短期入所サービス費 (III)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分3	2,106	2,289	2,335	2,472	2,563	2,747	2,884	3,020
区分2	1,243	1,386	1,422	1,531	1,601	1,746	1,853	1,960
区分1	6	125	155	244	303	422	511	600

(4) 福祉型強化短期入所サービス費 (IV)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分3	1,395	1,518	1,549	1,641	1,702	1,826	1,918	2,010
区分2	2,304	2,370	2,386	2,435	2,467	2,532	2,582	2,630
区分1	88	129	139	169	189	229	260	290

4 医療連携体制加算

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
(IV) -1	698	929	986	1,159	1,274	1,505	1,678	1,850
(IV) -2	436	580	616	724	796	940	1,048	1,156
(IV) -3	349	465	493	580	637	753	839	925
(VII)	3,950	4,070	4,100	4,190	4,250	4,370	4,460	4,550
(VIII)	790	814	820	838	850	874	892	910

5 精神科医療連携体制加算

330円 (級地は問わない。)